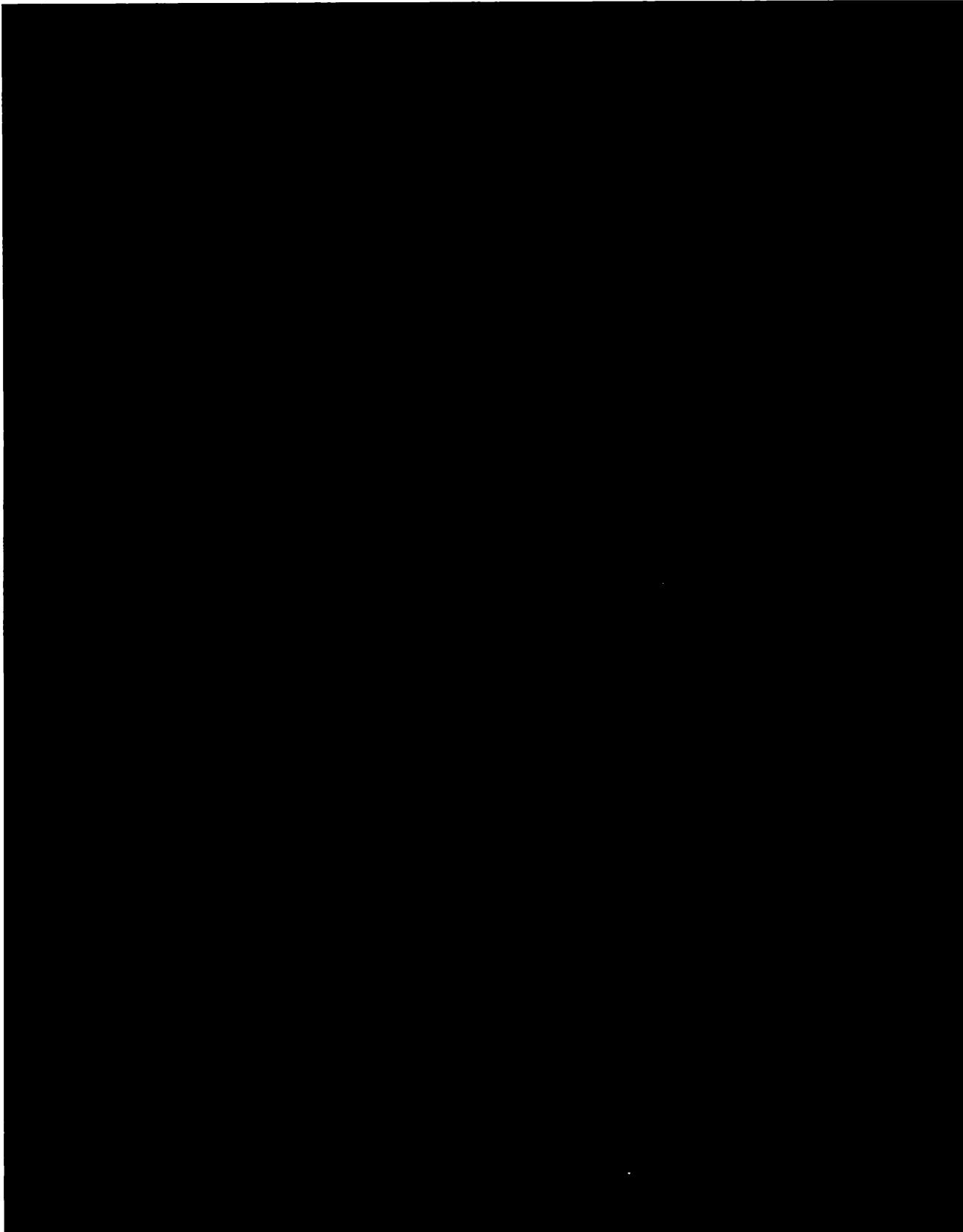


※機密性 2

東海第二原発運転差止訴訟に係る事件の報道対応について

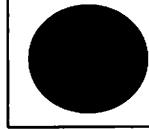
< 21 民 [REDACTED] >



決裁・供覧

件名	常置委員会議事録			文書番号 東京高裁総第360号
問い合わせ文				
起案	起案日	令和05年01月27日	受付日	
	部署	東京高等裁判所 事務局 総務課	決裁	決裁処理期限日 決裁日
分類 名称	起案者	布留川 真	施	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 施行者
取扱区分	大分類	(総・庶務) 裁判官会議	行	取扱上の注意
	中分類	(組ろー03) 裁判官会議 議事録	格付	機密性格付け
決裁 ・供覧欄	名称(小分類)	常置委員会議事録(令和4年度)	付	取扱制限
	秘密区分		保	行政文書保存期間 10年
秘密期間終了日		存	保存期間満了時期 令和15年03月31日	
指定事由				
備考欄				

委員長



常置委員会議事録

1 日 時 令和5年1月27日（金）午後0時50分

2 場 所 第2中会議室

3 出席者 長官 中村慎

代表委員 高橋譲（委員長）、近藤宏子

委員 中村也寸志、前田英子、作原れい子、日暮直子、
大善文男、野口佳子、安藤祥一郎、西野牧子

（次の2名は、ウェブ会議の方法による。）

大鷹一郎、中村恭

幹事等 事務局長 和波宏典

民事首席書記官 關澤直人

刑事首席書記官 横山真幸

4 議事要旨

(1) 裁判官の配置について（諮問事項）

別紙第1のとおり諮問され、了承された。

(2) 長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について（諮問事項）

別紙第2のとおり諮問され、了承された。

(3) 職務代行の命免について（同意事項）

別紙第3のとおり同意された。

（前田委員退席）

(4) 特別の事由による事件の分配替えについて（議決事項）

別紙第4のとおり決定した。

以 上

令和 5 年 1 月 27 日

幹事 事務局長



(別表1)

機密性2

(別紙第1)

東京高等裁判所裁判官配置表(令和5年2月26日現在)

民事部											
部	裁 判 官	部	裁 判 官	部	裁 判 官	司子幸史地	宏順秀裕大	小鈴田山青吉	林木中城木岡	上堀山木原田	敏達之兒礼彦
第1民事部	総 三人子一郎之 信直啓孝純英 志影瀬田吉清	第10民事部 原浦戸中田野	高菅有下家石 橋家賀嶋原井	讓行樹崇秀明 忠直尚芳	彦也子一毅純 昭克美泰	第19民事部 第20民事部	第19民事部 第20民事部	村内中鈴篠寺	正宏雅拓利	上堀山木原田	敏達之兒礼彦
第2民事部	総 次久彦宏大文	渡鈴湯山齋澤	竹田野屋野	大原武神土押	竹田野屋野	第11民事部	第21民事部	永神須吉中	谷野賀田野	典律康光達	雄子郎寿也
第4民事部	総 鹿田頼田五十嵐	木原中嵐	森酒井矢坂西	井出口本村	英良弘俊康真	明介隆哉博人	第21民事部	相本加内宇	澤多藤田川	哲哉聰み輔	哲めぐ公
第5民事部	総 木和真森上	納田久辺原	松塚西秋郡	本原元司	幸聰香一明	利理健英	第22民事部	田	館渡河三	比和芳乃	志義光子
第7民事部	総 矢古藤三	尾閑井輪	中三武餘元	村村藤分芳	寸義貴亞哲	志幸明紀郎	第23民事部	内邊合上	田海木藤水暮阿	佐和乃	比和芳乃
第8民事部	総 三岡作川知大	角野原淵野畑	呂章子司明広	田岡部本井	彦子子宏一	昭礼直光淳	第24民事部	館渡河三	隆東克直	稔則博路久子亮	阿彌
第9民事部	総 小河鈴佐廣塩	出村木木瀬谷	邦和健真	吉橋田石	夫浩典二孝絵	英一憲	第24民事部	増小鈴遠清日貝	田本中田	徹史隆一	
							第17民事部				

刑 事 部												
裁 判 官			裁 判 官			裁 判 官			裁 判 官			
部	第 1 刑事部	第 2 刑事部	第 3 刑事部	第 4 刑事部	部	第 5 刑事部	第 6 刑事部	部	第 9 刑事部	第 10 刑事部	部	
總	島水丹櫻	田野羽井	大青寺仁岡白	大任安佐有	一徳徳子 将芳真理	男潔美海郎史 善沼澤藤田石 真佳龍篤	文由太 東井英洋 安榆渡下	章夫子司 野介藤脇賀 勝辰祥有貞	人純一子 雅健ゆう 藤戸見藤伊	俊正牧太 和明子郎 石杉西梶	藤立山上口 細野佐駒高 近足横三江	宏泰孝和 子勉造浩伸 田口藤田橋
總	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	第 5 刑事部	第 6 刑事部	第 7 刑事部	第 8 刑事部	第 9 刑事部	第 10 刑事部	第 11 刑事部	
總	大青寺仁岡白	善沼澤藤田石	東井英洋	野介藤脇賀	田水室白市	細野佐駒高	三菱結河	浦田城畑	介子生和幸 啓佳卓秀正 田口藤田橋	透信行勇 泰剛	喜周仁史都	
總	(兼)	(兼)	(兼)	(兼)	第 12 刑事部	總	藤立山上口 近足横三江	藤立山上口 近足横三江	宏泰孝和 子勉造浩伸 村上橋石原	總	政雅篤志	

特別部		第4特別部 (分限、内乱、国民審査、弁護士法事件等)	
第1特別部 (海難事件)	第3特別部 (独占禁止等関係事件)	総	総
総	慎志彦幸子明紀子宏郎一寸也昭義礼貴亜直光哲淳 村村田村岡藤分多部本芳井 中中十三森武餘園榎元糸	慎讓史郎之子成二彦徹志義保司行也憲健行子子幸光恭悟樹子司広一隆史子崇毅秀明純宏一地逸紀士子英一雅和知裕昭佐比和宏忠克弘順和秀芳聖直恭忠泰一裕乃尚芳朋憲大卓道敦未 村橋本鷹野尾多閑竹田内邊林家井平吉木田中合村井賀輪城山野中木上嶋屋原井野島田岡川野山又 中高橋大曾矢本古大吉館渡東小菅原浅中本鈴武田河中藤有三山岡神田青三下土家石押中石吉小都遠勝	慎敏三康次一達章人夫子之一久児郎彦子礼徳宏大徳之一文哉介子司子正信勇宏直英啓雅孝尚拓一純克美將和芳英晋久正浩紀理 村上原木田子部田堀東浦井戸山中木木田川原原野口藤羽野田中嵐辺山井十 中村志鹿渡島内安影榆瀬中田鈴鈴吉湯田篠水山齋丹清頼澤田五渡下櫻
第2特別部 (人身保護事件)		第5特別部 (逃亡犯人引渡法による事件)	
総	慎呂幸章聰子香司明一広明比利典い理健健道英 村角本野原原淵野元畠司 中三松岡塚作西川知秋大郡	慎子人勉造純浩一子伸宏雅泰孝健ゆ和 村謙勝立山戸上見藤口中近伊足横島三江伊江	慎子人勉造純浩一子伸宏雅泰孝健ゆ和 村謙勝立山戸上見藤口中近伊足横島三江伊江

新件を配てんする部の構成である(旧件については、従前の配てんによる。)。

(令和5年2月26日現在)

長官に差し支えがあるときの代理順序の指名について

長官に差し支えがあるときに長官を代理してその職務を行う裁判官を次のとおり指名する。

第1順位 第10民事部 高橋 譲 部総括判事

第2順位 第8刑事部 近藤 宏子 部総括判事

(1月から6月まで。7月から12月は第1順位と第2順位が逆となる。)

第3順位 第15民事部 中村 也寸志 部総括判事

第4順位 第20民事部 村上 正敏 部総括判事

第5順位 第2刑事部 大善 文男 部総括判事

第6順位 第11刑事部 三浦 透 部総括判事

第7順位 第8民事部 三角 比呂 部総括判事

第8順位 第4民事部 鹿子木 康 部総括判事

第9順位 第4刑事部 大野 勝則 部総括判事

第10順位 第10刑事部 細田 啓介 部総括判事

職務代行の命免について

種別	発令年月日	職務代行官職	官職	氏名	始期	終期	備考
命	R5.2.11	さいたま家判事	横浜家判事(都統括)・横浜簡裁判事	湯川 浩昭	R5.2.11	R5.3.10	職務代行期間の延長 (R4.12.13~R5.2.10 発令済)
命	R5.2.20	東京簡裁判事	土浦簡裁判事	加藤 晃司	R5.2.20	R5.3.31	

特別の事由による事件の分配替えについて

令和5年1月27日現在、第21民事部に係属中の下記控訴事件は、令和5年度における東京高等裁判所の裁判官の配置、裁判事務の代理順序、裁判事務の分担、事件の分配、開廷日割及び行政事務の代理順序に関する定め第4章11の「特別の事由がある」ため、これを同月28日に新たに受理したものとみなし、同項の「次位」に当たる第22民事部に、同部が同日以降新たに受理することになる同章1(1)の140センチメートルを超える事件として分配する。他方、第21民事部には、前記分配替え分として、当庁が同日以降新たに受理する同号の140センチメートルを超える事件のうち最初の1件を配てんする。

記

事件番号 [REDACTED]

事件名 東海第二原子力発電所運転差止等請求控訴事件

当事者 控訴人 [REDACTED]

被控訴人 [REDACTED]

(機密性2)

電 話 聽 取 書

日 時 令和5年1月25日(水)午後2時00分頃

発信者

受信者 東京高裁事務局総務課広報係 中野 翔

聴取事項要旨 下記のとおり

記

(発信者)

以上